

保育の利用に係る優先利用等について（案）

1 改正の趣旨

「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」の一部改正により「優先利用に関する基本的考え方」において「※ 社会的養護が必要な場合として里親委託が行われている場合を含む。」との内容が追加された。そのため、里親委託がなされている児童が優先利用可能となるよう、保育所等利用調整基準の改正を行う。

2 改正の考え方

(1) 里親委託の範囲

- ・ 養育里親、養子縁組里親、親族里親いずれの利用においても対象とする。
 - ※ 養育里親：一定期間養育する里親
 - ※ 養子縁組里親：養子縁組することによる里親
 - ※ 親族里親：保護者の死亡・行方不明等による場合に祖父母などが養育する里親

(2) 優先対象

- ・ 保育所等の利用開始予定日に里親制度を利用している児童

(3) 確認書類

里親制度利用に係る「措置決定通知書」（児童相談所発行のもの）

(4) 調整点数について

15点とする。

(5) 実施時期

答申後、速やかに基準を改正し、施行する。